

静岡県

-働くものと県民のためのシンクタンク-

労働研究所

会報

〒422-8062 静岡市稲川 2-1-33

清水起業ビル 3階 静岡県評内

静岡県労働研究所

Tel.054-287-1293 Fax054-286-7973

E-mail.kenpyo@mail.wbs.ne.jp

http://shizuokaroken.cool.ne.jp/

実践的なものを中心に取組んでいます

最賃制の現状と問題点

発表者 中澤 秀一

(中央大学兼任講師・特別研究員)

最近、当研究会の参加者が少なく、ちよつとマンネリ化したかな?と思います。毎月第3金曜日を設定しておりますが、組織や個人の皆さんの状況を聞くたびに様々な会議などとバッティングしており、日程の再考が必要か?とも考える今日この頃です。

今回も(これから度々になる)静岡大学生に研究発表の「まとめ」記事を依頼したところです。彼は、ただ労働用語に慣れていない面もあり苦勞されているのではないかと、氣を使っております。

日本の最低賃制度とは

最低賃金制度(以下最賃制)とは、「法律に基づいて賃金の最低額を決定し、それ未満しか支払われない使用者を罰することで、労働者を資金面から保護する制度」であると確認し日本の最賃制の歴史をたどった。

1959年、日本で遅れて最低賃金法が公布された。しかし、この法は、業者間協定方式(業者「使用者」が一方的に決定)であり、労働者

10月15日(金)

↑が参加していない点
が⑩第26号に反していた。
それを改善した審議

会方式(労使同数の代表委員と中立委員から構成される審議会で決定・答申)が導入され、初めて実質的なものになった。以降、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の「改定目安」を掲示するようになった1978年の最低賃金改定の目安制度である(中央最賃のほぼ目安どおりに改定)。ある産業の基幹的労働者について地域最低賃金より高い水準の賃金が必要である場合、その労使の申し出により産業別最低賃金を設ける、1988年新産業別賃金制度が制定された。

最賃制に関わる論点

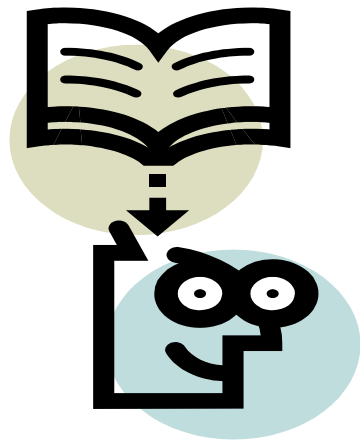
最賃制に関わる論点として、以下3点を提起した。

第一は、最低賃金の水準の低さである。最低賃金において、労働者の生計費よりも、類似的労働者の賃金や事業の支払能力が重要視されていること、極めて低く設定されている初任給が基準になっていないことが原因とされている。この対策として全国一律の最低賃金制度を実施し、賃金の底上げを図ることがあげられた。

(参考I) 各国の平均賃金に対する最低賃金比率
・フランス 66.5%
・イギリス 48.6%
・アメリカ 46.2%

第二に、最低賃金は個別企業に、最低生活費は国家に責任がある、と別れていることがあげられた。(フランスでは、最低賃金と社会保障費はリンクしている)

本来最低賃金と最低生活保障はリンクしているべきである。最低賃金での生活と生活扶助費での生活に大差がないが、ないのは問題である。「生活費原則」を最低賃金の盛り込むべきであると主張した。



第三に、非正規労働者の増加により、最低賃金レベル以下で働く者が増大しているという現状がある。

これには、指導監督を強化していくべきである、と発表を終了した。(文責 片桐) ▶

(参考Ⅱ) 最低賃金法

第1条「この法律は、賃金の低廉な労働者について、事業もしくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」

第5条1項「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対して、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」

第5条2項「最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働協約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。」



④ ILO 26号「関係ある使用者及び労働者は、…いかなる場合においても同一の員数により、活動等の条件において、この制度の運用に参与せねばならない」(3条1項)

【今後の日程表】

- ◆ 11月18日(木) 18:30～浜松講座「グローバル化と企業戦略」講師：安藤研一 静大助教授 会場：クリエート浜松
- ◆ 11月19日(金) 18:30～第14回定例研究会「非正規労働者への組織労働者の対応と取組」会場：静岡労政会館5F第2会議室
- ◆ 12月14日(火) 18:30～第32回所員会議 会場：静岡県評
- ◆ 12月17日(金) 18:30～第15回定例研究会「未定」会場：静岡労政会館5F第2会議室
- ◆ 12月18日(土) 13:30～静岡講座Ⅰ「グローバル化と企業倫理」講師：田島慶吾 静大教授 会場：静岡県産業経済会館3F
- ◆ 1月21日(金) 18:30～第16回定例研究会「未定」会場：静岡労政会館5F第1会議室
- ◆ 1月29日(土) 13:30～静岡講座Ⅱ「グローバル化と不安定雇用・貧困」講師：布川日佐史 静大教授(所長) 会場：あざれあ・第2会議室